

外食栄養成分表示登録店推進事業実施要領

1 目的

本県の健康課題である、脳卒中死亡率及び肥満者の割合が高率であることに鑑み、料理・弁当等を調理・提供する店舗の栄養成分表示を拡充させ、エネルギー及び塩分等の表示を行うことにより、栄養成分への関心を高め、もって県民の健康増進に資する。

2 実施主体

岩手県各保健所、盛岡市保健所及び岩手県保健福祉部健康国保課

3 登録対象施設

営業許可を受けている県内の飲食店、仕出し屋、弁当・そう菜店等、自店で調理・提供し、4に掲げる登録要件を満たした店舗であり、食品表示法施行令第3条により栄養成分表示が義務付けられた加工食品を販売する施設を除く。

4 登録の要件

次のとおり食品等への栄養成分の表示を行うとともに、岩手県及び県内市町村の健康づくりに関係したポスターの掲示やパンフレットの配架等の依頼に協力可能であること。

(1) 栄養成分表示品目

1品以上（登録後も品目の追加は可能）

(2) 栄養成分表示項目

エネルギー及び塩分（食塩相当量）は必ず表示することとし、たんぱく質、脂質等についても表示するよう努める。

(3) 表示方法

ショーケースの食品サンプルやメニュー表などに栄養成分を表示する。

(4) 栄養価の計算について

栄養価については、保健所の管理栄養士が表示しようとする品目の食材やその使用量等についての情報に基づき計算する。

なお、店舗において計算することが可能な場合は、店舗が実施すること。

5 登録及び届出の流れ

(1) 登録を希望する者は、登録申請書（様式1）を店舗の所在地を管轄する保健所へ提出する。

(2) 保健所は、登録申請書の内容を審査し、4の登録要件に該当する場合は、外食栄養成分表示登録店登録証（様式2）と外食栄養成分表示登録店ののぼり旗又はステッカーを交付する。

(3) 保健所は、外食栄養成分表示登録店登録証を交付後、1ヵ月毎にまとめて県健康国保課へ登録店舗を報告する。また、登録店舗の画像を別に指定する所定のフォルダに格納する。（盛岡市保健所においてはメールにて県健康国保課へ報告する。）

(4) 県健康国保課は、保健所から報告のあった店舗を外食栄養成分表示登録店名簿に登録する。

6 登録の変更について

外食栄養成分表示登録店（以下、「登録店等」という。）は、申請に変更が生じた場合は、変更届（様式3）を速やかに店舗の所在地を管轄する保健所へ提出するものとする。

7 登録抹消について

保健所は、登録店等が以下（1）～（4）のいずれかの事項に該当する場合は、登録を抹消することができるものとする。

登録店等は、店舗を廃止した場合は、速やかに店舗の所在地を管轄する保健所に廃止届（様式4）を提出し、のぼり旗等を返却する。届出を受理した保健所は速やかに県健康国保課に報告するものとする。

- （1）店舗を廃止した場合
- （2）4の要件を満たさなくなると認められた場合
- （3）登録事項に虚偽の内容があったことが明らかとなった場合
- （4）その他、登録を抹消する必要があると認められる場合

8 県民への情報提供

- （1）登録証、のぼり旗及びステッカーの掲示

登録店は、交付された登録証及びのぼり旗又はステッカーを施設の見やすい場所に掲示するものとする。

- （2）岩手県公式ホームページ等による紹介

県健康国保課は、登録店について、岩手県公式ホームページ等で県民に紹介する。

9 外食栄養成分表示登録店に対する感謝状の贈呈

各保健所長は、全国食生活改善普及運動月間（毎年9月）事業の一環として、毎年、8月末までに登録期間が満3年となった外食栄養成分表示登録店に対し感謝状（様式5）を贈呈する。

10 その他

既に、「栄養成分表示協力店」として届出があった施設については、食品表示法に基づき、適正な栄養成分表示を行うとともに、可能な限り岩手県及び県内市町村の健康づくりを協力願うこととする。